

処分の種類	指示処分
処分年月日	令和1年10月2日
商号又は名称 (法人の場合は法人番号)	株式会社アートアンドクラフト (法人番号 4120001060242)
代表者	中谷 昇
免許証番号及び免許年月日	大阪府知事(5)第46315号 平成30年9月16日
主たる事務所の所在地	大阪市西区
<p>処分等の理由</p> <p>大阪市西区所在の建物の賃貸借契約において、被処分者には次のとおり法に違反する事実があった。          被処分者は、賃貸借契約締結前に媒介報酬を受領した。          このことは、業務に関し取引の公正を害する行為として、法第65条第1項第2号に該当する。</p>	